

公の施設使用料の減免基準

対象施設 対象者・利用目的		貸館施設			体育施設				学校開放体育施設
		拠点施設 (文化会館、リージョン プラザ)	一般施設 (市民プラザ、教育プラ ザ等)	地域の集会施設 (地区集会施設、公民 館等)	拠点施設 (リージョンプラザ、総 合体育館等)	専門施設 (大潟体操アリーナ、 柿崎人工芝グラウンド、 陸上競技場等)	一般施設 (一般的な体育館、野球場、多目的広 場、テニスコート等)	障害者優先施設 (上越勤労身体障害者 体育館)	
市主催事業		100%免除			100%免除				100%免除
保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、 中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、 小学校体育連盟、中学校体育連盟	授業・部活動				減免なし	100%免除 ※部活動による利用は午後7時まで		減免なし	
市が育成し、又は設立に関与した団体等 (健康づくりリーダー、13区の住民組織、町 内会長連絡協議会、小中学校PTA連絡協議 会等)	総会・会議、行 事				100%免除				【中学校区内の施設】 100%免除 【中学校区外の施設】 50%減額
市共催事業		50%減額			50%減額				50%減額
高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等 学校体育連盟	授業・行事・部 活動				減免なし	50%減額 ※部活動による利用は午後7時まで		減免なし	減免なし
各種連合体 (子ども会連合会、老人クラブ連合会等)		総会・会議、行 事	50%減額		【団体のある地域自治 区内の施設】 100%免除 【地域自治区外の 施設】 50%減額	減免なし	【団体のある地域自治区内の施設】 100%免除 ※合併前上越市は1単位 【地域自治区外の施設】 50%減額	減免なし	【中学校区内の施設】 100%免除 【中学校区外の施設】 50%減額
地縁組織 (町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年 会等)	総会・会議、行事 (一部の有志によ る趣味的な利用 は対象外)								
上越市スポーツ協会、総合型地域スポーツク ラブ	総会・会議、大 会、スポーツ教 室、講習会	100%免除							
各種競技協会・連盟 (野球協会、バレーボール協会、ゲートボー ル連盟等)		50%減額							
青少年(中学生 以下)のクラブ	上越市スポーツ協会又は総 合型地域スポーツクラブの 加盟団体かつ定期利用団体	50%減額				100%免除			
	上記以外 (文化系のクラブを含む)	減免なし				50%減額			
成人のスポーツクラブ(上越市スポーツ協会 又は総合型地域スポーツクラブの加盟団体 かつ定期利用団体に限る)		減免なし			50%減額			減免なし	
福祉団体(身体障害者手帳、療育手帳、精神 障害者保健福祉手帳を有する市民やその家 族又はその支援者で構成される市内の福祉 団体等)		総会・会議、行 事	50%減免		50%減免		50%減免 (ただし、利用者のうち 減免対象者が概ね2分 の1以上ある場合に あっては、100%減免)	50%減免	

※学校開放体育施設の照明設備は一般施設として扱う。
※上越文化会館、リージョンプラザ上越、福祉交流プラザについては、一部の対象者、利用目的において、従来の基準により運用する。